

労働安全衛生関係法令に基づく登録等機関の登録等申請に係る登録免許税額及び手数料額一覧

労働安全衛生法関係(労働局長の登録等を受けるもの)

| 登録機関等の種類 | 登録の根拠条文 (いずれも「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」による) | 新規登録 (登録免許税) | 更新 (手数料) | 有効期間 |
|-------------------|--|-----------------|-------------|------|
| 登録衛生工学衛生管理者講習機関 | 新規 第1条の2 更新 第1条の2の2の3 | 納付不要 | 納付不要 | 5年 |
| 登録安全衛生推進者等養成講習機関 | 新規 第1条の2の2の16 更新 第1条の2の4 | 納付不要 | 納付不要 | 5年 |
| 検査業者(特定自主検査) | 第19条の14 | 90,000円 | 更新規定なし | - |
| 登録発破実技講習機関 | 新規 第19条の24の17 更新 第19条の24の20 | 納付不要 | 納付不要 | 5年 |
| 登録ボイラー実技講習機関 | 新規 第19条の24の32 更新 第19条の24の35 | 納付不要 | 納付不要 | 5年 |
| 登録教習機関(技能講習・実技教習) | 新規 第21条 更新 第22条 | 90,000円 | 16,700円 | 5年 |
| 指定労働災害防止業務従事者講習機関 | 第68条 | 納付不要 | 更新規定なし | - |
| 指定就業制限業務従事者講習機関 | 第82条 | 納付不要 | 更新規定なし | - |

登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。

作業環境測定法関係(労働局長の登録等を受けるもの)

| 登録機関等の種類 | 登録の根拠条文 (いずれも「作業環境測定法」による) | 新規登録 (登録免許税) | 更新 (手数料) | 有効期間 |
|----------|-------------------------------|--|-------------|------|
| 登録講習機関 | 新規 第32条 更新 第32条 | 90,000円 | 20,900円 | 5年 |
| 作業環境測定機関 | 新規 第33条 | 90,000円 (申請者が下記括弧書き以外の者の場合) 30,000円 (申請者が平成18年3月31日までに 登録を受けた作業環境測定士の場合) 納付不要 (申請者が平成18年4月1日以後に 登録を受けた作業環境測定士の場合) | 更新規定なし | - |

登録免許税法第4条第1項の規定により、国及び登録免許税法別表第2に掲げる者は新規登録時の登録免許税は不要。

ただし、更新時の手数料は国及び登録免許税法別表第2に掲げる者も必要。

登録免許税法第8条第1項の規定により、登録免許税の納税地は、登録事務を行う労働局の所在地を管轄する税務署となる。